

洗足学園音楽大学社会連携・社会貢献ポリシー

改正 令和3年5月6日

(目的)

第1条 この規程は、洗足学園音楽大学社会連携・社会貢献ポリシーその他必要な事項について定める。

(社会連携の推進)

第2条 音楽の探究による主体的な学びの実践を尊重し、社会連携を適切かつ効果的に推進すること。

2 社会連携は、高い透明性、公平性、公正性をもって取り組み、十分な説明責任を果たすこと。

(行政・地域団体・企業との連携)

第3条 演奏会等を通じた地域との交流や教育研究成果の提供により、社会貢献を実施すること。

2 音楽活動、研究活動により、地方自治体の政策形成への関与を更に推進すること。

3 地域社会の活性化と発展の担い手となる豊かな人間性と実行力を兼ね備え自立した人材を育成すること。

(国際社会との連携・協力)

第4条 アメリカ、EU、アジア等への海外研修並びに一流指導者、演奏家、指揮者の招聘を推進すること。

2 海外提携大学における相互交流を拡大し、新たな海外の大学との提携を図り、学生のみならず、教員間の交流を図ること。

3 国際社会の活性化と発展の担い手となる世界の様々な地域、民族、時代の音楽を理解し、幅広い視野を持った人材を育成すること。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、教学センターが所管する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の審議に基づき、学長が決定する。

附則

1 この規程は、平成26年6月12日から施行する。

2 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

3 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

4 この規程の改正は、令和3年5月6日から施行する。